

令和4年5月泉南市農業委員会定例会

令和4年5月11日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	上野 寛治	馬場 定夫
田中 一寿子		

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

・欠席委員

(農業委員) 中野 吉次

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年5月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日は会長が所要の為に出席できません。よって、農業委員会法第27条第1項により職務代理が会長に代わりまして定例会を進めてまいります。本日の委員の出席の状況ですが、14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、戎野委員より連絡はいただいておりますが、来られていませんので、本日の出席は現在5名となっております。それでは、職務代理よろしく申し上げます。

職務代理 大変お忙しい中、泉南市農業委員会5月定例会にお集りいただきまして、ありがとうございます。会長が欠席という事で、代わりに努めさせていただきます。

ロシアのプーチン大統領による一方的なウクライナへの侵攻が始まって2カ月半ですが、現在もまだ続いております。毎日、ニュース番組等で報道されておりますので、皆さんよくご存じかと思いますが、この機

職務代理

会に、ウクライナについて少し調べてみました。

ウクライナの国土面積は日本の約1.5倍、60万㎡です。この内の農地面積はなんと7割で4,000万haです。日本は約400万haとされていますので、約10倍です。何を耕作しているのかと言いますと、トウモロコシが1位で、約3,200万t。続きまして小麦が約3,000万t、馬鈴薯が約2,000万tです。1970年に『ひまわり』という映画がございました。ひまわり畑が広がっている映像を覚えている方も多いかと思いますが、このひまわりの種が約1,500万tです。この数字がどういうものかと言いますと、日本全国の米の生産量が860万tです。ですので、各種作物で日本の米の3倍以上です。まさに農業大国でございます。しかし現在は黒海をロシア艦隊が支配しており、これらの穀物の約9,000万tが輸出できないと言われております。実際は半分と見積もっても、5,000万t程が滞っている可能性があります。そうしますと、食料だけではなく、加工品含め色々な物がまだまだこれからも値上げされていくことが予想されます。我々にはどうする事もできませんが、注意深く見守っていきたいと思っております。

話は変わりますが、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、中野会長が、4月29日、恒例の春の叙勲におきまして、農業委員会で長年活躍されたその功績が認められ、旭日単光章という勲章を授与されました。お祝いの会については後程、事務局から話がありますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日は議案が2件、報告案件が3件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

職務代理

ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、7番 伊藤委員、8番 池上委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

職務代理 それでは、令和4年議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第11号2件について朗読する。議案第11号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 過日、事務局の方と現地調査いたしました。当該地につきましては長年、草がぼうぼうでほったらかしだったのですが、最近、草刈りをしまして、少し綺麗になっております。譲受人はたくさん農地を所有されており、同地区内で農地を買って農地を集積し、有効利用を図っていくのだと思います。従いまして、特に問題ないのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 5月2日に事務局の方と確認に行っていました。現在は青ネギ等の苗床として使用している最中で、譲受人が栽培しているようですので、問題ないものと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第11号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、当該農地は令和3年4月に故〇〇〇〇さんから所有権移転された農地ではありますが、〇〇さん宅を通らなければ営農できない農地であるため、遊休化しておりました。近所に譲受人宅があり、相談したところ所有権移転する事となりました。

No. 2につきましては、譲渡人のご主人から、事務局の方に相談があり、高齢と貝塚市からの農地管理が困難である事や、子供への負担軽減のため、資産整理の点から所有権移転するものです。譲受人は、隣地に農地を所有しておりますが、地区計画による大規模開発により自身の農地が取り込まれてしまうため、営農維持のため農地の取得を行うものです。以上です。

職務代理 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農

職務代理 業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 ○○○○さんというお名前がでてきましたが、今回の譲渡人との関係はどういった関係ですか。

事務局 ○○さんの生前に、譲渡人がお世話をしていた関係から遺言により令和3年4月に所有権移転された農地です。

職務代理 それでは質疑がないようですので、議案第11号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

職務代理 それではお諮りいたします。議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

職務代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおりする許可することといたします。

職務代理 続きまして令和4年議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第12号1件について朗読する。議案第12号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。○○委員よろしく申し上げます。

○○委員 先日、現地に行ってみりました。前任の利用集積被設定人が高齢で耕作出来ないという事で、引き継ぐという事です。現地は平鋤きして、畦も綺麗な状態ですので、まったく問題ないです。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第12号につきまして補足説明させていただきます。2月定例会にて利用権設定の承認をされた農地ではありますが、借り手の理由により4月18日付けで解除し、新た

事務局 にご利用権設定するものです。借り手は、大阪版認定農業者の認定を受けており、水ナス・玉ネギ・キャベツ等を主に栽培しております。

職務代理 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 それでは質疑がないようですので、議案第12号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

職務代理 それではお諮りいたします。議案第12号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

職務代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定することといたします。

職務代理 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第8号7件について朗読する。報告第8号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1、2、3につきましては、譲渡人・譲受人とも同一のため、併せて説明させていただきます。JR阪和線の上空に架かる〇〇橋から砂川団地に向けての道路沿いにある農地転用です。譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。譲渡人との売買契約の関係上、現時点では露天資材置場で届出されておりますが、立地条件から勘案して住宅開発されるものと思われれます。譲渡人は、今回の所有権移転により、所有している農地が無くなりましたので、泉南市土地改良区から脱退する事になります。

No. 4、5につきましても、譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。

事務局 譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。譲渡人との売買契約の関係上、現時点では露天資材置場で届出されておりますが、立地条件から勘案して住宅開発されるものと思われま

す。No. 4の譲渡人は、今回の所有権移転により、所有している農地が無くなりましたので、泉南市土地改良区から脱退する事になります。

No. 6、7につきましても、譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。2月定例会にて生産緑地取得のための斡旋依頼があった農地です。No. 6の譲渡人は、息子と母親での共有名義です。譲渡人との売買契約の関係上、現時点では露天資材置場で届出されておりますが、立地条件から勘案して住宅開発されるものと思われま

職務代理 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 No. 3の一番端の農地につきましては、道路よりどのくらい低い

事務局 ここは2m程あります。

職務代理 では、No. 3の農地全体は線路敷きと同じ高さですか。

事務局 いえ、ここは元々山のようになっていて、JRが谷地を通っているような形です。

〇〇委員 掘割に線路があって、橋が立体交差しています。

事務局 JRの架空線の安全上の関係で、橋桁が上がった為に周りの土地が上がったんだと思います。

職務代理 わかりました。ありがとうございます。

職務代理 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第8号を終了します。

職務代理 続きます。令和4年報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第9号3件について朗読する。報告第9号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、4月12日に〇〇委員と現地確認を行っております。当該農地については、ハウスと露地にて花卉野菜の栽培を行っておりました。

No. 2につきましては、4月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番については、果樹を植えており、②番については、都市農地の貸借による利用権設定された農地であるため、借り手が季節野菜の栽培を行っておりました。

No. 3につきましては、4月28日に〇〇委員と、5月2日に宮内委員と現地確認を行っております。①番から④番については、季節野菜の栽培を行っており、⑤番から⑩番についても、一部、季節野菜、その他は耕して次の栽培準備にかかっておりました。

職務代理 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終了します。

職務代理 続きます。令和4年報告第10号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第10号1件について朗読する。報告第10号につきまして事務局より補足説明させていただきます。

大阪地方裁判所岸和田支部にて4月15日に競売入札が行われるため、農地法第5条による買受適格者証明願の発行を4月11日に行いました。5月21日が落札確定日になります。ちなみに、買受適格者証明願の発行については、1社のみとなっておりますので、申請人が落札するものと考えられます。転用目的については、一戸建て住宅の開発です。転用予定計画については、住宅開発協議等に時間が要する

事務局 為、転用届は9月頃に出されるものと思われます。また、工事着手についても転用完了後になりますので、11月頃になると聞いています。以上です。

職務代理 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして5月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、6月8日(水)場所は、あいぴあ3階 研修室1です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時02分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年5月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____